

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成30年10月16日（火曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年10月16日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 常任委員の選任

第4 議会運営委員の選任

第5 議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで（提案説明）

第6 組合行政一般に対する質問

4番 伊 藤 幾 子 議員

第7 議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1番	西	村	紳 一 郎	2番	寺	坂	寛	夫
3番	山	田	延 孝	4番	伊	藤	幾	子
5番	金	谷	洋 治	6番	長	坂	則	翁
7番	高	橋	信 一 郎	8番	谷	本	正	敏

9番	川	上	守	10番	谷	口	雅	人
11番	柳		正 敏	12番	足	立	義	明
13番	下	村	佳 弘	14番	桑	田	達	也
15番	田	村	繁 巳	16番	上	杉	栄	一
17番	橋	尾	泰 博	18番	上	田	孝	春

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	西 垣 英 彦
副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	矢 部 康 樹
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		田 中 利 明
消 防 局 長		中 谷 隆 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	高 橋 徹

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	河 村 敏
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	森 山 武
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	眷 井 知 世

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時0分 開会

◆**下村佳弘 議長** 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆**河村 敏 書記長** 御報告いたします。議員の異動についてです。

岩美町議会議員の任期満了に伴いまして、平成30年7月26日に岩美町議会において鳥取県東部広域行政管理

組合議会議員選挙が行われ、足立義明議員、柳正敏議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆下村佳弘 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定

◆下村佳弘 議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました方々の議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、柳正敏議員を11番に、足立義明議員を12番に、それぞれ指定します。

第2 会期の決定

◆下村佳弘 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月17日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第3 常任委員の選任

◆下村佳弘 議長 日程第3、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、11番、柳正敏議員を総務消防委員に、12番、足立義明議員を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

第4 議会運営委員の選任

◆下村佳弘 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、12番、足立義明議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、12番、足立義明議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

第5 議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認について（提案説明）

◆下村佳弘 議長 日程第5、議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上5案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、可燃物処理施設整備事業の取り組み状況について御報告いたします。

可燃物処理施設整備事業は、現在、敷地造成工事を進めるとともに、プラント関係では本年7月の本組合議会での議決を受け、JFEエンジニアリング株式会社と設計に関する詳細な協議を進めております。現在のところ、設計完了後の来年の春に建築確認申請を行い、夏ごろには着工する予定としており、しっかりと進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。

議案第14号は、平成30年度一般会計補正予算でありまして、可燃物処理施設整備事業に伴う設計及び施工監理業務に係る経費の減額など事業費の確定に基づき計上したものです。また、指定管理者に委託する施設の管理運営費及び包括民間管理委託する施設の管理運営費について、それぞれ債務負担行為の設定を行うものです。

議案第15号は、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。構成市町の厳しい財政状況に鑑み、効率的で健全な財政運営に努めた結果、いずれの会計とも黒字決算となりました。

議案第16号は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するとともに要配慮個人情報の取り扱いを定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第17号は、現在整備を進めております岩美消防署の改築（建設）工事について、変更請負契約を締結するに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第18号は、可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事について、平成30年7月豪雨による復旧への対応に緊急を要したため、平成30年8月8日に専決処分した一般会計補正予算を報告し、承認を得ようとするものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

第6 組合行政一般に対する質問

◆**下村佳弘 議長** 日程第6、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

〔4番伊藤幾子議員 登壇〕

◆**4番伊藤幾子 議員** おはようございます。早速質問に入らせていただきます。

東部消防局のあり方について質問をいたします。

国は、管轄人口10万人未満の消防本部の解消を課題として、平成6年以降、通知により消防の広域化を進め、全国の消防本部の数が最も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しました。しかし国は広域化が十分進んだとは言いがたいとし、平成18年に市町村の消防の広域化を消防組織法に位置づけ、これに基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針を策定し、平成24年度末を期限として、さらに

広域化を進めてきました。平成25年には消防本部は767本部まで減少し、基本指針の改正により新たに消防広域化重点地域の枠組みが創設され、広域化の機運が高い地域等に対し集中的に支援を行うとされ、推進期限は平成30年4月1日に延長されました。

そして、平成29年の第28次消防審議会では、今後の消防体制のあり方等に関して、消防の広域化及び連携、協力に関する答申が示され、消防の広域化は消防力の確保、充実のための方策として極めて有効な手段として、今後も推進していくことが重要であるとされました。あわせて、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保、充実していくため、消防事務の必要性に応じて、事務の一部について連携、協力を推進することが必要であるとも提言されました。その答申を受けて市町村の消防の連携、協力に関する基本指針が策定され、本年4月の一部改正により、国は推進期限を平成36年4月1日まで延長して、引き続き広域化を進める構えです。

平成18年の消防組織法改正以降、52の地域で広域化が行われ、それに伴い、消防本部は83減り、管轄人口10万人未満の本部が61減少し、消防吏員100人以下の本部は85の減、消防吏員50人以下の本部は46の減となっています。しかしながら国は、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部が全体の約6割を占めているとして、まだ広域化の進捗は十分ではないと言っています。今後の人口減少社会の到来、低密度化、高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持、強化に当たり、さらに広域化を進め、小規模な消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題だとしています。

本組合においては、昭和53年より組合消防として、火災予防、消火、救急、救助はもとより、自然災害への対応など広範囲にわたり東部圏域の住民の安心、安全の確保に大きな役割を果たしてきたと認識しています。国は管轄人口10万人未満の小規模な消防本部の体制強化を図ることが喫緊の最重要課題と言っていますが、本組合は管轄人口が23万人あり、問題はありません。何か足りないところがあれば今の枠組みの中で改善すべきであって、さらなる広域化は不要だと考えます。

そこで、まず、国の消防広域化推進の方針について、どのように考えておられるのかお尋ねをします。あわせて、県においては、国の流れにのっとり消防体制のあり方を研究するとして、今年度予算を計上しています。その研究会の内容及び進捗状況についてお尋ねをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

東部消防局のあり方についてお尋ねをいただきました。国の消防広域化推進の方針についてどのように考えているのかといったお尋ねをいただきました。

国におきましては、全国的に小規模な消防本部が多数存在をしていることから消防の広域化を推進をしております。先ほども議員からも御紹介いただきましたように、さまざまな取り組みをしてきております。平成18年には消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行されるなど、小規模な消防本部の広域化が段階的に進められております。本年4月には広域化に関する基本指針が一部改正され、改めて広域化推進の手順などが示されたところであります。鳥取県で平成19年度から20年度にかけて行われた鳥取県の消防の在り方検討会における広域化の議論の際には、既に消防の広域化は整っており一元化には反対する旨の意見書を東部広域議会として提出をしていただいておりますほか、広域化の議論は慎重に行っていただくよう構成市町の5首長の連名

で申し入れを行ってきた経過がございます。現在でも県東部の消防体制につきましては、常備消防と各市町の非常備消防、消防団とも連携を図りながら地域に密着をし適切に機能しておりまして、これ以上の広域化は必要ないものと、このように考えております。

次に、鳥取県の消防体制の検討の状況等についてお尋ねをいただきました。この検討をするための研究会の内容や進捗状況はどうなっているのかといったお尋ねをいただきました。これにつきましては、消防局長より状況をお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 中谷消防局長。

◆中谷隆人 消防局長 鳥取県の消防体制の検討事業の内容及び進捗状況についてでございますが、このたび立ち上げる鳥取県消防体制研究会では、各消防本部の管轄人口や消防吏員数、消防車両数、消防施設の整備状況などの現状と今後の課題を整理し、10年程度先の消防のあるべき姿を研究するというで聞いております。この研究会の開催はまだですが、研究会と部会を各3回開催し、年度内には研究結果を取りまとめられると伺っております。この研究会には消防局の職員も参加することとなっており、消防局の考え方をしっかり伝えていきたいと考えております。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 御答弁いただきました。

まず、国の広域化の推進についていろいろ御答弁いただきまして、本組合としてはこれ以上の広域化は必要ないという、そういう考えも示していただきました。昭和53年から現在の形で対応をされてきています。過去の経緯も、一元化に反対という議会の決議だとか、首長さんが広域化の議論は慎重に行ってほしいということも言っていたと、そういった御答弁もありました。国は、それでも小さいところをなくしていきたいということで、広域化をさらに進めていくと。そういう中で広域化マニュアルというものを国はつくっています。そこには、消防は住民の生命、身体及び財産を守ることを任務としています。消防の広域化はこのような任務を担う消防の対応力を強化し、住民サービスの向上を図るために実施するものであることから、住民のために行うものにほかなりませんと、そう書いてあります。さらに、広域化を検討するに当たり、ともすると、行政関係者本位、住民不在の議論に陥る場合も懸念されますが、常に住民のためを念頭に置いて検討、議論することが極めて重要でと書かれています。

先ほど、これ以上広域化は必要ないと御答弁がありましたが、この住民のためという点から見ても、もうこれ以上広域化は必要ないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

住民のため、これが一番重要な部分であると考えております。本県では、既に昭和50年代に全国に先駆けて、地形や地勢、生活圏、医療圏、こういったことを勘案をいたしまして、東部、中部、西部の3消防本部体制という先進的な広域化が図られているものと理解をしております。消防は、言うまでもなく住民の皆さんの生命、身体、財産を守るために活動しておりまして、現在の東部消防局はその任務を果たすための機能を十分に有していると考えております。したがって、これ以上の広域化は図る必要はないと考えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 地形や地勢、あと生活圏、経済圏、医療圏等々でこのような形に至っているということで、私もその点は理解をしております。その国の広域化マニュアルでは、広域化のメリットとして6点挙げられています。私はそのメリットだと言われている、国がメリットだと言っていることを一つ一つ、本組合の現状と照らして、そういう点からも見てみたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、災害発生時における初動体制、増援体制の強化がメリットとして挙げられておりますが、例えば一つの消防本部が保有する部隊数がふえるので、初動出動台数だとか第2次出動体制が充実して大規模災害等々に対応が強化される、そういったこととか、あと、相互応援に依存せずに統一的な指揮のもとで迅速で効果的な災害対応が可能となるということが書かれているんですが、現状及び課題はどうか、その点をお聞かせください。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆下村佳弘 議長 中谷消防局長。

◆中谷隆人 消防局長 お答えします。

県東部圏域におきましては、生活圏、医療圏等を勘案し、適正な規模で先進的な広域化が図られていると認識しております。消防局ではさまざまな災害を想定しまして、車両の台数、人員等を考慮した出動体制をとっているほか、大規模な災害の場合に備えて、県中部、西部や近県消防本部との相互応援協定、また全国の消防本部との応援、受援体制を整えております。災害発生時における初動体制、増援体制に関しては課題はないものと考えております。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 体制は整っておって課題もないという御答弁でした。私もそのように理解をします。

次、2点目ですけれども、現場活動要員の増強が挙げられています。総務部門や通信指令部門等の消防本部における業務の効率化により生じた人員を警防部門等に配置することができると、そういったメリットがあると国は言っていますけれども、これについても現状及び課題をお尋ねします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆下村佳弘 議長 中谷消防局長。

◆中谷隆人 消防局長 先ほど述べましたとおり、当局は人員的にも適正な規模で組織しており、災害規模に応じて即時対応できる4段階の出動体制及びその人員を整えております。現場活動要員の増強に関しても、現在のところ特に課題はないものと考えております。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 これについても、課題はないということでした。

では、次3点目なんですが、救急業務、予防業務の高度化、専門化が図れると。これは人員配置の効率化によって救急救命士の資格を取得させることや、予防業務に専従させて予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になると、そういった事例も示されていますが、現状及び課題をお尋ねします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

東部消防局では広域消防のメリットを生かして、救急において高度な知識、技術が必要な救急救命士や、専門的な知識が必要な予防技術要員を各署所へ適切に配置しております。また、重度の傷病者への高度な救命処置などに適切に対応するために、職員を専門の研修所へ派遣するなど、計画的に取り組んできております。現在のところ救急業務、予防業務の高度化、専門化についても対応できているものと考えておりますが、今後は高齢化が進展をしていくということが予想されるわけでありまして、救急件数の大幅な増加も想定をされるところであります。これに対応するための検討がこれから必要になってくるものと考えておるところでございます。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 現在に対応できているけれども、今後の課題があると。高齢化とかそういうことは引き続き対応する努力はしていただきたいと思います。ここに挙げられています救急救命士の資格を取得させることとかという、こういう事例を、国は挙げているんですが、消防力カードによると、東部消防局の救急救命士の有資格者の割合が24.1%だというふうに書かれておりました。平成28年4月1日現在で、鳥取県内の救急隊員は639名で、うち有資格者は186名、29.1%なんですよね。これより低いといいますが、やっぱりその有資格者の率は高めていく必要があるのではないかなと私は思います。それは意見として言わせていただきますが、ちなみに中国5県を比べてみますと、先ほど鳥取県では29.1%、島根県は36.4%、岡山県は24.8%、広島県は53.5%、山口県は38.2%。基準があるのかないのか、ちょっと私そこまでよう調べていませんけれども、やっぱりこの率を高めていくということは課題の一つかなと思いますので、それは意見として言わせていただきます。

では次、国が言う4点目ですが、財政規模の拡大に伴う高度な装備、資機材の整備の充実、こう言われています。消防本部の財政規模が大きくなることで安定的な財政運営ができるようになると、なかなか単独では買えないような、はしご車や救助工作車など、そういった整備が可能となると、重複投資を避けることができると、そういったことも言われていますが、現状と課題についてお尋ねをします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

東部消防局におきましては、広域消防のスケールメリットを生かした適切な財政規模により、ポンプ車や救急自動車などの消防車両を年次的に更新をしてきておりますとともに、救助資機材等、高度な装備も保有をしております。また、消防庁舎につきましても、計画的に建てかえを進めておるところでございます。装備、資機材の整備に関しても、現在のところ課題はないものと考えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 この点についても、課題はないということでした。

では、5点目ですが、現場到着時間の短縮を図ることができると言っていますが、この現状と課題についてお尋ねをします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆下村佳弘 議長 中谷消防局長。

◆中谷隆人 消防局長 お答えします。

当局におきましては、昭和53年の広域消防の発足時から道路網や地勢を加味し、火災や救急などの発生状況等、総合的に勘案して現在の署所配置ということになっております。現場到着時間につきましては、山間部等においても鳥取自動車道等の道路網の整備が進んだこと、また指令センターの発信地表示システム等の導入により、一層の短縮が図られているところでございます。今後も現場到着時間の短縮について可能な限り努力してまいり所存でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 東部消防局の救急搬送については、現場到着の平均時間が8.5分です。これは平成28年の全国平均と同じです。あと病院収容の平均時間は33.8分です。全国平均は39.3分ですので、5.5分早い収容となっていますので、これは病院の受け入れ等の関係もあるかもしれませんが、やはり引き続きこういう迅速な対応に取り組んでいただきたいと思います。私もこの点問題ないと考えております。

では最後、6点目ですが、人事異動、研修の充実など組織の活性化がメリットだと言われています。消防本部の規模が大きくなり職員数が増加することで人事ローテーションの設定が容易になり、職務経験の不足や、単線的な昇進ルートが解消する、高度な研修への派遣が比較的容易になり、職員の能力向上、組織全体のレベルアップが図れるというようなことが挙げられていますけれども、現状及び課題はどうでしょうか。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

東部消防局では、広域消防のメリットを生かして定期的な人事ローテーションを行うとともに、災害に即した特殊車両の配置に応じた人員配置を行っております。また、複雑多様化する災害に対応するため、計画的に救急救命士など専門的技術者の養成を行っておりますほか、最新の技術や手法等についても職員研修を実施しております。現在の消防局は適正に機能していると考えておりまして、組織の活性化につきましても、特段問題はないものと考えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 国がメリットだと言っている6点について見ていきましたけれども、改めて、やはり広域化する必要はないということは私は確認をさせていただきました。

それで、国は、今回の基本指針の改正によって都道府県に積極的にリーダーシップを発揮して広域化の推進計画をつくるようにと、そう言っています。そして国が示す都道府県での実施する取り組みとして、全県1区や数本部体制を理想とした上で現実的な広域化の方策を検討と、そう言われています。数本部体制も理想な形と国は言っているわけで、既に県内3本部体制ですから、私はもう検討の必要はないと、そう思います。しかしながら、消防の連携、協力について広域化につなげる効果が特に大きいとして、高機能消防指令センター、この共同運用が示されています。これがすごく私は問題だと思っておりまして、財政措置をしますと言って、このことから広域化を進めていこうとしている、全県1区に持っていこうとする、そういう魂胆が見え見えなんですけれども、この高機能消防指令センターの共同運用についてはどのような認識を持っておられるのかお尋ねをします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

消防指令センター、これを共同運用するとした場合、現在の消防局であります、各消防局から指令センターへ職員を派遣をすることとなりまして、3消防本部の指令担当職員の総数は、単純には減るということになると考えます。限られた人数で県全域の地理や各地域の実情を把握をし、迅速かつ正確に指令業務を行っていくことができるのか、疑問であります。指令センターの共同運用については慎重な検討が必要と考えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 指令センターの共同運用については慎重な検討が必要だと。本当に私は、これは全県1区につながることでやめてほしいと、検討もしないでほしいと思います。国は、平成36年前後が、全国的に消防指令センターの更新時期がピークになると、これを契機として広域化を後押しすることも見据えていると、もうそう言っています。本組合では平成35年度以降が更新の予定となっていますので、ちょうど時期がぴたっとくるので、私は本当にこれに対してはしっかりと意見を言っていきたいと思っています。

国は、とにかく財政的に有利に持ってこよう持てこやうとしていますので、防災拠点の耐震化や施設整備、指定避難所の生活環境改善などの地方単独事業に活用できる緊急防災・減災事業債、これが平成28年度までだとされていましたが、平成32年度まで延長されました。地方債充当率が100%、交付税措置率70%で有利な財源です。この対象事業に、昨年度から消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備、改修が加わっています。国は、こうやってお金で誘導しようとしています。それで幾ら、そうやって誘導していますが、やはり広域化の必要はないし、指令センターの共同運用も必要ではない。とにかくやるべきことは、今の体制の中で必要なことをしっかりと改善すべきは改善していく、そういう立場が私は大事だと思います。

ことは本当に災害が多かったわけですが、消防庁が昨年10月1日を基準として、消防本部等における非常用電源の設置状況等の調査というものをしています。その目的は、消防力の整備指針で消防本部及び署所の庁舎は地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点として機能を適切に発揮するため非常用電源設備等を設置するものとされていることから、調査を実施するとあります。対象となったのは、本部が732本部、指令センターが654センター、消防署所4,843署所で改修率は100%でした。東部消防局の現状をお尋ねします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆下村佳弘 議長 中谷消防局長。

◆中谷隆人 消防局長 お答えさせていただきます。

東部消防局における署所は12庁舎あり、現在、非常用電源設備、これは自家発電設備でございますが、これを設置しているのは消防局庁舎と東町出張所の2庁舎でございます。他署所への非常用電源設備の設置につきましては、庁舎の建てかえ等を基本として整備を図っていきたくと考えております。なお、現在、非常用電源設備のない庁舎につきましては、小型の発電設備を備えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 御答弁がありました。

国の調査結果によりますと、この非常用電源の設置は、消防本部では732本部中716本部がもう済んでいます。97.8%、指令センターは654中643センターで98.3%です。消防署所は4,843中4,451が設置済みで91.9%です。未設置が392署所で8.1%あるんですね。先ほどの答弁でいったら、大方ここが東部消防局の分が入っていると、

小型の分を設けていると言われましたけれども。それで現在、消防庁舎の整備方針に基づいて優先度の高いところから庁舎の整備が進められていますけれども、整備の目標年度が定まっているところはいいんですけども、湖山消防署や青谷出張所というのは建物自体が耐震性があるということで、整備については平成38年度以降に検討となっているわけですね。庁舎の耐用年数もまだあるということですから、庁舎をどうにかするときに非常用電源というのでは、やっぱり遅いのではないかなと私は考えます。幾ら小型のものを設けているからといっても、ちゃんと整備方針としてはしっかりと備えましょうというのが方針ですので、その点についてはどのように考えておられるのかお尋ねをします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

消防庁舎整備計画では、湖山消防署と青谷出張所は耐震性などに問題はないため、整備につきましては、他の署所の整備のめどが立つ平成38年度以降の検討としてしているところであります。非常用電源設備につきましては、建物の上層階に設置する必要があるまして、基本的には庁舎の整備にあわせて行うことになると考えております。湖山消防署、青谷出張所につきましても、平成38年度にはそれぞれ耐用年数に近づくことから、適切な時期に整備を図っていきたいと考えております。

なお、この2署所には、先ほど局長よりお答えをさせていただきましたように、活動に支障がないよう、現在小型の発電機を常備しておるところでございます。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 庁舎の整備のときに対応していくと、業務に支障がないように小型のものを置いていると。本当に業務に支障があつてはなりませんから、その対応はしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、消防防災に関する設備整備補助金というのが昔ありました。けれども、平成18年から一般財源化をされてしまいました。東部広域に聞くと、最近は国要望なんて上げたことがないというようなお話もちらつと聞いたんですけども、やはり災害対応は喫緊の課題だと言われているので、やっぱり国に対してしっかりと、私は広域化に関係なく財源の手だてをとるよう、そこはしっかりと求めていただきたいと思います。

それとあと、県の消防体制のあり方を研究する会についてですけども、まだ開催されていないという御答弁でした。私、幾ら予算を計上されていても、必要のない会議はしなくてもいいと思っているんですけども、もし研究会が開かれたときには、やはりしっかりと私は意見を述べていただきたいと思います。そのことは要望して、質問を終わらせていただきます。

◆下村佳弘 議長 以上で、組合行政一般に対する質問を終了します。

第7 議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認について（質疑・委員会付託）

◆下村佳弘 議長 日程第7、議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上5案を一括して議題とします。

これより5案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 質疑なしと認めます。

議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上5案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時38分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成30年10月17日（水曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

平成30年10月17日（水） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

~~~~~

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

~~~~~

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1番	西	村	紳 一 郎	2番	寺	坂	寛	夫
3番	山	田	延 孝	4番	伊	藤	幾	子
5番	金	谷	洋 治	6番	長	坂	則	翁
7番	高	橋	信 一 郎	8番	谷	本	正	敏
9番	川	上	守	10番	谷	口	雅	人
11番	柳		正 敏	12番	足	立	義	明
13番	下	村	佳 弘	14番	桑	田	達	也
15番	田	村	繁 巳	16番	上	杉	栄	一
17番	橋	尾	泰 博	18番	上	田	孝	春

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦   |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 西 垣 英 彦   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 矢 部 康 樹   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 田 中 利 明   |
| 消 防 局 長   |                 | 中 谷 隆 人   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 高 橋 徹     |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

|         |                     |         |
|---------|---------------------|---------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 河 村 敏   |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 森 山 武   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 前 田 英 樹 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事 | 眷 井 知 世 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時0分 開議

◆下村佳弘 議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆河村 敏 書記長 御報告いたします。

昨日開催されました福祉環境委員会におきまして、委員長に、12番、足立義明議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆下村佳弘 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆下村佳弘 議長 日程第1、議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上5案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、18番、上田孝春議員。

〔18番上田孝春議員 登壇〕

◆18番上田孝春 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告し

ます。

議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第15号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について、議案第17号工事請負契約の変更について、以上4案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

◆**下村佳弘 議長** 福祉環境委員長、12番、足立義明議員。

〔12番足立義明議員 登壇〕

◆**12番足立義明 議員** 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第18号専決処分事項の報告及び承認について、以上2案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定しました。

次に、議案第15号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

◆**下村佳弘 議長** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**下村佳弘 議長** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

〔4番伊藤幾子議員 登壇〕

◆**4番伊藤幾子 議員** 私は、議案第15号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について反対の討論を行います。

平成29年度は新可燃物処理施設整備のための敷地造成工事が始まりました。また、建設と20年間の運営管理を一括して包括的に発注するDBO方式による入札公告も行われました。

日量240トンの処理能力は小さくならず、ごみの減量化に逆行するのではないかと危惧される高効率発電の機能も備えたまま事業は進められました。20年間の運営管理を含め、300億円を超える債務負担行為限度額が設定された大型事業であるにもかかわらず、住民に対する説明会は開かれず、圏域全体の住民の問題にはされませんでした。

ごみの問題は、私たち住民にとって、とても身近な問題です。平成29年度も住民置き去りのまま事業が進められており、決算認定については認められず、反対の討論といたします。

◆**下村佳弘 議長** 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第14号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立多数であります。したがって、本案は、認定されました。

次に、議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号専決処分事項の報告及び承認についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、平成30年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時9分 閉会